

令和3年(2021年)12月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和3年12月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年12月7日(火)

出席議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤チヅル
12番	入江康仁	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る12月1日に新しい紀北町議会の組織が構成され、新たにスタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての使命を果たすために最善の努力をしていきたいと考えます。

また、議員各位におかれましては、円滑な議事運営にご協力をいただくよう、慎重なご審議をお願い申し上げます。

開会の挨拶といたします。

それでは、ただいまから令和3年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程及び議事日程を朗読させていただきます。

まず、会期日程を朗読させていただきます。

令和3年12月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、12月7日、火曜日、9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、12月8日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、12月9日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、12月10日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、12月11日、土曜日、休日。

第6日、12月12日、日曜日、休日。

第7日、12月13日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、12月14日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、12月15日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、12月16日、木曜日、休会。予備日。

第11日、12月17日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	町政経営の基本方針
第6	議案第67号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて
第7	議案第68号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第8	議案第69号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第9	議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
第10	議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第11	議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例
第12	議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第13	議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）
第14	議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第15	議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第16	議案第77号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
第17	議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7 番 奥村 仁君

8 番 樋口泰生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月 7 日から12月17日までの11日間といたしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月 7 日から12月17日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議員の異動についてであります。

去る12月2日付で東清剛氏から辞職願が提出され、会議規則第99条第2項の規定により、同日付で許可しましたので、ご報告いたします。

したがいまして現在の議員数は14人となっております。また、辞職に伴う議席については、14番を欠番とし、教育民生常任委員会は欠員となりますので、ご了承ください。

去る12月1日に議会運営委員会が開催され、12月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され、受理した案件は、人事案件が3件、条例改正が4件、補正予算が5件、計12件となっております。

また、町長から追加議案の申出を受け、本日、議会運営委員会が開催されました。受理した案件は、補正予算1件であり、本日の追加日程として取り扱うことといたします。

なお、陳情等2件を受理しておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

また、一般会計補正予算中、人件費の部分については、昨年と同様、総務産業常任委員会での審査とされております。

次に、一般質問についてありますが、11月22日から30日までの提出期間内に9人の議員から通告書が提出されました。日程については、14日火曜日に5人、15日水曜日に4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月20日、月曜日、午後2時から、三重紀北消防組合議会は、12月21日、火曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から、また、東紀州環境施設組合議会は、12月27日、月曜日、午前10時から、それぞれ開催の予定であります。

組合議会等の議員におきましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の橋本雄固氏が、町政の発展と公共の福祉の向上に多年にわたり尽力されたことにより、高齢者叙勲ということで、旭日單光章を受

けられましたので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ中井教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

次に、常任委員会の開催についてであります。8日と9日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただいたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速でございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

2021年末・きいながしま港市の開催についてでございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためやむなく中止となりました、年末・きいながしま港市につきまして、実行委員会から、現段階での新型コロナ感染者数はかなり減少していることから、今後の感染拡大状況を見ながらではございますが、感染症対策を講じた上で、プレオープンとして12月18日、土曜日、19日、日曜日の2日間、本開催として12月25日、土曜日から30日、木曜日までの6日間の合計8日間、年末・きいながしま港市を開催するとのご報告をいただきました。

コロナ禍で冷え込んだ地域経済活動の回復が待たれるところであり、年末・きいながしま港市の開催が町内の景気回復の起爆剤となることを期待しているところでございます。

例年ご来場いただいております町内外のお客様、出店者の皆様には、この場をお借りいたしまして感謝とお礼を申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 町政経営の基本方針について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、早速ではございますが、令和3年12月議会定例会の開催に際し、私の4期目に当たっての町政経営の基本方針を述べさせていただきます。

先般、10月31日の町長選挙におきまして、町民の皆様方からご信任を賜り、引き続き町政を担わせていただくことに対しまして、改めてその責任の大きさを感じているところでございます。

紀北町長として初心に立ち返り、町政の発展のため全力で諸課題に取り組む所存でございます。

私は、初当選以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢の下、現場を重視して、まちづくりに取り組んでまいりました。

4期目につきましても、同様の考え方を基本として、町民の皆様と協働して町政を運営してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

紀北町が誕生して16年が経過し、その間には町民同士の交流を積極的に進めていただいた

ことにより、一体感の醸成が着実に進んでいると感じております。

しかしながら、令和2年、令和3年は、新型コロナウイルスのパンデミックの影響により、例年とは様相が全く異なる年となりました。この間、大変厳しい不自由な生活を強いられ、未曾有の経済停滞となりました。ワクチン接種などにより感染者数は落ち着きを見せておりますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済や医療現場をはじめ町民生活全体に甚大な影響が生じているところでございます。

喫緊の最優先課題である新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の皆様の暮らしや地域経済の元気を取り戻し、活力ある元気な町にしていくためには、何よりも感染防止対策の徹底を最優先として取り組んでいく必要があります。

その上で、しっかりと紀北町の将来を見据えた元気なまちづくりを進めることが私に託された責務であると考えております。

議員の皆様、町民の皆様には、今日までワクチン接種などの感染防止対策に格別のご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。新しい生活様式を定着させ、感染防止の徹底を引き続きお願いいたしますとともに、引き続き感染防止対策とコロナ禍でダメージを受けた方々や事業所などへの支援に取り組んでまいりたいと考えていますので、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた皆様、ご家族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますとともに、闘病生活を送っておられる皆様方にご心よりお見舞いを申し上げます。

また、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症の対応に日夜ご尽力いただいております医療従事者の皆様方をはじめ、感染対策に従事していただいております皆様方に改めて心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、私の3期目におきましては、主なものとして、三浦漁港海岸堤防の整備、紀伊長島消防署の移転整備、防災行政無線のデジタル化、赤羽川、銚子川の堆積土砂の撤去、人家裏危険木の伐採、河川周辺立ち枯れ木の撤去、長島多目的会館の改築、旧引本小学校を紀北町社会福祉協議会事務所等に改修、クリーンセンターの大規模改修、海山図書室の移転改修、紀伊長島学校給食センターの整備を、また、おでかけ応援サービス「えがお」の運行、保育園の副食費及び幼稚園の給食費の無料化のほか、小学校入学時の新入学用品の現物支給、3人目以降の小学生・中学生の給食費の無料化、子ども医療費の入院18歳、通院15歳までの助成を引き続き実施するとともに、特定健診、国が推奨しているがん検診の無料化、「ちょい

減らし+10チャレンジ」の推進、スポーツ合宿、スポーツ大会の誘致などの施策にも力を注いでまいりました。

こうした実績に加え、これまでの3期12年の経験を基に、紀北町第2次総合計画の将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

令和4年度からは、現在策定しております紀北町第2次総合計画の後期基本計画がスタートいたします。

紀北町第2次総合計画の5つの基本目標である「ずっと暮らせる安全・快適のまち」、「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」、「魅力と活力ある産業のまち」、「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」、「ともに担う参画と協働のまち」の実現に向け、各種施策や事業を積極的に進めて、町民の皆様の命と健康、暮らしを守るために全力を尽くしてまいり所存でございます。

まず、「ずっと暮らせる安全・快適のまち」では、想定されている南海トラフ地震・津波などの大規模災害に備え、消防団や自主防災組織などの関係団体と連携して、防災体制の充実や公共施設をはじめ、道路・橋梁・水道などのインフラ施設の整備及び耐震化を図ります。

また、出垣内・汐ノ津呂排水機場などの整備更新、矢口漁港海岸堤防の整備を進めてまいります。

町内の環境を保全するため、住民の環境保全意識の高揚を図るとともに、町内の自然環境を保全する活動や貴重な動植物の保護活動などに支援を行います。

また、低炭素、環境負荷の少ない生活を定着させる活動を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を進めてまいります。

ごみ処理施設については、東紀州5市町の連携によるごみ処理体制の充実を図ってまいります。

町内の公共交通につきましては、鉄道、路線バスなどの公共交通に加え、町が運営するおでかけ応援サービス「えがお」、「いこかバス」などにより、住民や来訪者の移動手段の確保を図ってまいります。

飛躍的に向上しているAI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などの情報通信技術を活用し、行政の情報化・地域の情報化を積極的に進め、行政サービスの向上や地域産業の振興、住民生活の利便性を図ってまいります。

次に、「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」では、安心して子どもを産み育てること

ができるよう、結婚、出産を希望する世代、子育て世代への支援、子育てに関する相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、高齢者や障害を持つ方々が住み慣れた町で暮らし続けることができるよう、きめ細かな支援に取り組むほか、赤羽寮の養護老人ホームについて、建て替えを視野に検討を進めてまいります。

「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」の下、引き続き「ちょい減らし+10」を合い言葉に食生活の改善と運動習慣の定着を目指して、町民の皆様が健康づくりに取り組んでいただける施策を進めてまいります。

「みんなでいこか！総合けんしん」の実施や国が推奨しているがん検診と特定健診の無料化などを行ってまいります。

次に、「魅力と活力ある産業のまち」では、農業振興については、農業用施設の維持管理などを進め農業生産基盤の強化を図るとともに、耕作放棄地対策、有害鳥獣対策を一層進めてまいります。また、担い手の育成支援、特産品の開発、農産物の高付加価値化などの強化を行ってまいります。

林業振興につきましては、森林GISの活用や効率的な施業体制の確立などによる林業経営基盤の整備を図るとともに、FSC認証、日本農業遺産認定を生かした地元尾鷲ヒノキ材の活用促進と持続可能な森林の保護、有効活用を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、稚魚などの種苗放流、浮き漁礁の設置、藻場の造成、食害生物の駆除などにより水産資源の確保を図ってまいります。また、魚価の安定、消費拡大を進めるとともに、水産物のブランド化、加工品の高付加価値化、販路拡大などの強化を図ってまいります。また、後継者の確保・育成、外国人漁業研修生の受入れを積極的に支援してまいります。

商工業につきましては、農林水産業と連携した特産品の開発・販売を促進するとともに、始神テラス、道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅みやまをアンテナショップ、地場製品のPRショップとして活用し、地域外への情報発信を図ってまいります。消費者ニーズに対応した商品開発、経営技術の向上などの促進を支援し、経営体制強化を図ってまいります。小規模事業者への経営改善資金などに対する利子補給や創業などの支援を関係機関と協力して行ってまいります。

観光につきましては、銚子川や熊野古道、熊野灘臨海公園など、町内の魅力ある観光資源を生かした体験型観光を進めてまいります。また、地域に眠る観光資源を磨き上げ、体験・

体感できる滞在型コンテンツを造成するとともに、イベント、宿、地場産品、温泉などと連携して、町のさらなる魅力アップを進めてまいります。

「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」では、幼児教育では、生きる力を育む指導体制を、学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進してまいります。また、グローバル化、情報化に対応した英語教育やICT教育の充実を図ってまいります。

社会教育においては、町民一人一人が自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習講座や公民館講座などの学習機会の提供、充実を図ってまいります。

スポーツへの関心を高め、気軽に参加できる機会を提供する環境づくりを進め、スポーツの普及促進に取り組んでまいります。また、スポーツ大会、スポーツ合宿の誘致を一層推進するとともに、スポーツによる交流を進めてまいります。

「ともに担う参画と協働のまち」では、町民の皆様に積極的な情報提供を行うとともに、計画策定や事業の推進については、町民の皆様のご意見を十分お聞きしながら協働のまちづくりを進めてまいります。

また、ダイバーシティの推進と男女共同参画社会の実現に向け、性別や年齢などにかかわらず、広く町民の皆様からのご意見を反映した施策に取り組んでまいります。

地域の活性化をより一層進めていくために、地域おこし協力隊の増員や全国で活躍している町出身の方々などに積極的なアプローチをして、関係人口、協働人口の増加を図ってまいります。

ふるさと納税制度などによる自主財源の確保や国・県の各種補助制度などを活用するとともに、行財政改革を推進し、効果的・効率的な財政経営を推進してまいります。

以上、今後のまちづくりを進める上で柱となる5つの基本目標に沿って、私の所信を申し述べました。

結びに、今後も町民の皆様と共に、住民主体の公平・公正なまちづくりにより、「明るく・元気に・前向きに、知恵をしぼり」、タイミングとバランス感覚を重視し、諸課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

入江康仁議長

以上で、町政経営の基本方針を終わります。

日程第6～日程第8

入江康仁議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第6から日程第8の3件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件3件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第6から日程第8の3件については、提案者から提案説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件3件については、一括して提案説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第67号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町監査委員の松永剛氏が本年12月9日をもって任期満了により退任されますので、後任とし

て、相賀1974番地6、加藤克英氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

松永剛氏におかれましては、平成25年12月に監査委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

後任の加藤克英氏におかれましても、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理等に関し優れた識見を有することから、適任であると判断したものであります。

議案第68号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の便ノ山396番地、井上佐恵子氏が本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成26年12月から公平委員会委員として尽力をいただいております。

つきましては、同委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第69号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会委員の上里782番地4、小西正弘氏が本年12月7日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成29年12月から教育委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上3件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で議案の提案説明を終わります。

日程第6

入江康仁議長

日程第6 議案第67号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第67号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第68号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第68号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第69号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第69号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

入江康仁議長

先ほど、監査委員の選任案件が同意されました。

ただいま、ご同意いただいた加藤克英氏が来庁されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

それでは、加藤克英氏の出席を許可します。

(加藤克英氏 入場)

入江康仁議長

ただいま監査委員の選任議案が同意されました。

挨拶につき発言を許可いたします。どうぞ。

加藤克英新監査委員

先ほど議員の皆様にご同意いただき、このたび松永剛氏の後を受け監査委員に就任することになりました、加藤克英でございます。

私は、これまで直接行政に携わった経験はございませんが、新型コロナウイルス感染症対策一つを取りましても、未知のウイルスから町民の健康と生活を守ること、さらに、ウイルスの蔓延によって打撃を受けた地域経済を立て直すこととの両立に非常に厳しいかじ取りを担っている行政運営の大変さをうかがい知ることができます。

このような状況下で、私が紀北町の監査委員に就任させていただきましたことに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

監査は町民の皆様には地方行政の信頼を保証する仕事であり、学ぶことは多々あると思いますが、平野隆久委員と共に法令に従い、誠実かつ厳正に職務を遂行し、紀北町の公正で効率的な行財政運営の確保に全力を尽くす所存でございます。

議員の皆様におかれましては、格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

加藤克英氏におかれましては、監査委員の職務をよろしくお願いいたします。

それでは、退席をお願いいたします。

(加藤克英氏 退場)

入江康仁議長

それでは、引き続き議事を進めます。

日程第9～日程第17

入江康仁議長

お諮りします。

日程第9 議案第70号から日程第17 議案第78号までの9件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案9件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例であります。職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例であります。動物火葬の区分の変更等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第8号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,867万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,658万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,415万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億198万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,121万円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入につきましては、12万円を増額し、総額を3億9,054万6,000円に、収益的支出につきましては、47万7,000円を減額し、総額を3億8,070万1,000円に、資本的支出につきましては、2万1,000円を増額し、総額を3億2,333万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、9件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第70号の説明を求めます。

上野総務課長。

上野和彦総務課長

おはようございます。

それでは、議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正

する必要が生じたためであります。

今回の改正であります。国では内部手続について、押印の廃止等の見直しが進められており、これを踏まえ、国家公務員における職員のサービスの宣誓に関する取扱いについても見直しが行われたことから、本町においてもこれに準じた見直しを行うものであります。

8ページをお願いいたします。

これは紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の改正文であります。改正内容は、9ページの新旧対照表で説明いたします。

また、本条例は、附則により公布の日から施行するとしております。

9ページをお願いいたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例であります。

第2条の職員のサービスの宣誓の規定について、旧条例の下線部分の「、」から「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」までの部分を削除し、別記様式の宣誓書の氏名の右の押印のマークを削除する改正であります。

これにより、新規採用職員から提出いただく宣誓書について、これまで求めていました署名及び押印を改正後は署名だけを求め、押印は不要とするものであります。

以上で議案第70号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第71号の説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

おはようございます。

それでは、議案第71号についてご説明させていただきます。

議案書10ページをご覧ください。

議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

初めに、今回の条例改正の内容でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、同基準を引用する本条例について、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の追加等による単に条文番号等の繰上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

第5条につきましては、保育所等は、利用申込者からの申出があった場合には、教育・保育の提供の開始に際して行う説明等について、電子的方法により提供することができると規定されておりました。今回の改正で、これに限らず、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能と改正され、新たに第53条に規定しましたことから、重複する第2項から第6項を削除するものでございます。

16ページをご覧ください。

第53条につきましては、保育所等の事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、保育所等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法により行うことができる旨を、また、保護者等への説明等のうち、書面等で行うことが規定または想定されるもので当該記録等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、保護者の承諾を得て電磁的方法による対応も可能である旨を定めるものでございます。

ここで恐れ入りますが13ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第72号の説明を求めます。

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例

紀北町営火葬場条例（平成17年紀北町条例第99号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

動物火葬の区分の変更等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の紀北町営火葬場であります浄聖苑におきましては、人体の火葬のみでなく、犬や猫などの火葬についても引き受けております。

動物の火葬についてでございますが、合同火葬につきましては、一定の動物が集まった時点で焼却し、収骨は行わず、残骨は町において処理しております。

一方、個別火葬につきましては、飼い主との日程調整を行い、飼い主による収骨等も行われております。

これらの火葬に対する使用料につきましては、条例の別表において、町内、町外の区分別に使用料を定めております。

動物の火葬処理につきましては、人体の火葬の入っていない時間帯に行うとともに、個別火葬の場合、飼い主との日程調整が必要なことから、町外の方の動物火葬につきましては、合同火葬のみとするものに改正するものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

内容につきまして、新旧対照表においてご説明させていただきます。

左側が新条例、右側が旧条例となっております。

別表（第7条関係）の中の火葬炉の使用料について、町外の犬の個別火葬及び猫の個別火葬を行わず、合同火葬のみに改めるものでございます。

また、近年のペットの多様化により、犬及び猫だけでなく、ハムスターなどの小動物の火葬を希望される方がいるため、別表中の猫の合同火葬及び個別火葬に「及び小動物」という字句を加えるものでございます。

さらに、畜犬登録を促すため、別表、備考第2項の次に第3項として、「犬の個別火葬は、紀北町で畜犬登録のある場合に限り、使用を許可するものとする。」と加えるものでございます。

なお、条例の施行は、公布の日から施行するとしております。

議案第72号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第73号の説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

このたびの主な改正内容でございますが、健康保険法の一部改正に伴い、出産育児一時金の金額が改正されたため、国民健康保険の出産育児一時金の条例改正の必要性が生じたためでございます。

現在、国民健康保険被保険者の方が出産をされた場合、条例で規定する出産育児一時金として40万4,000円と、町長が別に規則で定める加算額といたしまして産科医療補償制度掛金分1万6,000円を合わせて、42万円を支給しております。今回、当該制度が見直され、産科医療補償制度掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げられましたが、少子化対策としての重要性を鑑み、支給額の総額は42万円を維持し、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

24ページをお願いいたします。

左側が改正条文となり、第6条、下線部の出産育児一時金を「40万4千円」から「40万8千円」に変更するものでございます。

23ページをお願いいたします。

この改正は、附則のとおり、令和4年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで休憩を取りたいと思いますので、10時50分まで取らせていただきます。

(午前 10時 32分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 10時 50分)

入江康仁議長

次に、議案第74号の説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,867万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,658万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費でございます。

農林水産業費の海岸保全施設整備事業1億8,231万円を令和4年度に繰り越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正であります。権兵衛の里駐車場システム設置工事、限度額834万4,000円を追加しようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第4表 地方債補正であります。臨時財政対策債の限度額を発行可能額の決定により1億6,526万5,000円減額し、2億3,973万5,000円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税6億2,291万5,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるもので、主な増額の要因は、令和2年国勢調査人口の速報値の決定に伴うものでございます。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料334万円の減額は、銚子川の駐車場使用料の確定によるものでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・衛生費負担金318万8,000円の増額は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金でございます。

11ページをご覧ください。

第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金1,541万円の増額は、地域介護・福祉空間整

備等施設整備交付金を新たに計上するものでございます。

第3目・衛生費補助金1,016万5,000円の増額は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金870万7,000円などでございます。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第3目・衛生費補助金1,030万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種の医療従事者派遣に係る補助金を新たに計上するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金60万円の増額は、みえ森と緑の県民税市町交付金の連携枠でございます。

12ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2億6,874万5,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻入れするものでございます。

第2目・減債基金繰入金2億円の減額は、繰入金の一部を減債基金に戻入れするものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入、2,344万2,000円の増額は、東紀州環境施設組合からの派遣職員人件費交付金630万円と、紀北広域連合負担金の前年度精算金1,714万2,000円を新たに計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第10目・臨時財政対策債1億6,526万5,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は10万2,000円を減額するものでありますが、人事異動や共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、他の科目におきましても、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査と、会計年度任用職員につきましては人事異動などによる精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,346万円を増額するものでありますが、特別職や職員、会計年度任用職員の人件費の精査と職員人事管理事業33万円

の増額は、法改正に伴う例規整備の委託費でございます。

16ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は2万4,000円を増額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は13万4,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は389万3,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は7万4,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は406万7,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるもののほか、国民健康保険事業特別会計繰出金314万1,000円の減額は、職員人件費の精査に伴う減額、民生共通事務事業51万6,000円の増額は児童公園の支障木の伐採・処分手数料、紀北広域連合運営事業88万6,000円の増額は障害者支援事業特別会計への繰出金の増額などによるものでございます。

第4目・国民年金事務費は492万5,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

22ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は1,649万2,000円を増額するものでありますが、地域支援事業112万2,000円の増額は前年度の返還金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業1,541万円の増額の財源は全額国庫支出金で、高齢者施設の設備の整備に係る補助金、後期高齢者医療特別会計繰出金4万円の減額は人件費の精査によるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は849万8,000円を減額するものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は129万6,000円を増額するものでありますが、制度改正によるシステム改修費でございます。

25ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費20万1,000円を増額するものでありますが、地域保健及び環境管理関係の職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・予防費2,582万2,000円を増額するものでありますが、予防接種事業2,221万円の増額は新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種経費などでございます。母子保健事業2万2,000円の増額は前年度の返還金、健康増進事業334万7,000円の増額は健康管理システムの改修費、未熟児養育医療給付事業24万3,000円の増額は前年度の返還金でございます。

27ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は60万6,000円を増額するものでありますが、職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は12万円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

29ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は7万1,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は114万7,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は211万2,000円を減額するものでありますが、職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・林業振興費は60万円を増額するものでありますが、みえ森と緑の県民税市町交付金事業で、事業補助金でございます。

第4目・町有林造成費は1,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は220万4,000円を増額するものでありますが、

職員人件費の精査と島勝漁村センター管理事業27万2,000円の増額は施設の修繕費でございます。

32ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は87万6,000円を減額するものですが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・観光費は3万2,000円を増額するものでありますが、銚子川駐車場経費の精査による減額と権兵衛の里駐車場システム設置工事費の増額などがございます。

33ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は215万円を増額するものですが、職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は2万円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は31万8,000円を減額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は3万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・公園費は1,300万円を増額するものでありますが、県営公園施設整備事業負担金でございます。

36ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は173万3,000円を増額するものでありますが、特別職及び職員人件費の精査によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は21万7,000円を減額するものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は1万7,000円を減額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は392万7,000円を増額するものでありますが、職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は42万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は180万3,000円を増額するものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は881万3,000円を減額するものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び令和2年度起債の借入額の決定によるものでございます。

42ページは債務負担行為に関する調書でございます。

43ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、44ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は131億617万円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分1億6,526万5,000円の減額により10億6,753万5,000円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の180万3,000円の増額により13億4,280万7,000円となることから、当該年度末現在高見込額は128億3,089万8,000円となる見込みでございます。

45ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等で共済費8,000円を増額し、補正後の総額としましては1億4,259万7,000円となります。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

47ページをご覧ください。

給料336万円、職員手当151万2,000円の増額、共済費34万6,000円の減額により、合計は452万6,000円の増額となり、補正後の総額としましては12億6,393万2,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございます。

48ページをご覧ください。

職員数は1名減の214名、報酬405万3,000円、職員手当204万3,000円、共済費11万5,000円の減額により、合計は621万1,000円の減額となり、補正後の総額としましては4億9,215万円となります。

戻りますが、46ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は168万5,000円を減額し、17億5,608万2,000円となります。

49ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料336万円の増額は人事異動等によるものでございます。

職員手当53万1,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種による時間外勤務手当の増額や銚子川駐車場の観光推進事業の減額などがございます。

50ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第75号及び議案第76号の説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,415万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う職員4名分の職員人件費の精査でございます。

以上で、議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の

説明を終わります。

続きまして、議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億198万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも、人事異動による組替えや共済組合負担率の確定に伴う職員1名分の職員人件費の精査でございます。

以上で、議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第77号の説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第77号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億8,121万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは、歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は209万5,000円を増額し、1,714万6,000円とするものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は209万5,000円を増額して、1億7,720万円とするものであります。人事異動及び時間外手当などの職員人件費の263万1,000円の増額と、会計年度任用職員人件費の精査による53万6,000円の減額によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第78号の説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収

益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億9,042万6,000円に補正予定額12万円を増額し、計を3億9,054万6,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額1億2,354万円に補正予定額12万円を増額し、計を1億2,366万円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億8,117万8,000円から補正予定額47万7,000円を減額し、計を3億8,070万1,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億5,226万7,000円から補正予定額47万7,000円を減額し、計を3億5,179万円に補正するものでございます。

続きまして、(資本的支出)でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書きを(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,766万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額736万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,380万6,000円、建設改良積立金1,650万円を補てんするものとする。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款・資本的支出の既決予定額3億2,331万2,000円に補正予定額2万1,000円を増額し、計を3億2,333万3,000円に、第1項・建設改良費の既決予定額2億344万5,000円に補正予定額2万1,000円を増額し、計を2億346万6,000円に補正するものでございます。

次に、(議会の議決を経なければ流用することができない経費)でございますが、第4条 予算第8条中(1)職員給与費「7,569万6,000円」を「7,528万8,000円」に改める。

次に、(他会計からの補助金)でございますが、第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額1億957万6,000円に補正予定額12万円を増額し、計を1億969万6,000円に補正するものでございます。

令和3年12月7日 提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画に基づき収益的収入から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益、第2目・補助金は12万円を増額し、5,928万2,000円とするものでございます。内容としまして、児童手当に係る一般会計からの補助金でございます。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・

総係費は47万7,000円を減額し、9,596万7,000円とするものでございます。内容としまして、人事異動及び共済組合負担率の確定による職員人件費47万7,000円の減額によるものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は2万1,000円を増額し、1億6,290万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、共済組合負担率の確定による職員人件費2万1,000円を増額によるものでございます。

以上で、議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案理由及び内容説明を終わります。

これから、各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第9

入江康仁議長

日程第9 議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

日程第10 議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

21ページの新旧対照表の備考の欄に、最後の3番のほうに、「犬の個別火葬は、紀北町で畜犬登録のある場合に限り、使用を許可するものとする。」と記入してありますけれども、この判断基準というか、その辺説明をお願いします。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

第3項において、「畜犬登録のある場合に限り、使用を許可する。」とつけ加えております。これにつきましては、狂犬病予防法により、犬の所有者は犬を取得した日から登録をしなければならないと定めております。ただし、転居等をする場合で畜犬登録の届けが滞っている場合等もございます。そういう意味で、畜犬登録の促進を促すという意味で、個別登録を条件とさせていただきます。

ただし、合同火葬の部分を同様の畜犬登録の取得という条件をつけなかったことにつきましては、そこまでしてしまいますと、畜犬登録をうっかりしていない方が、犬が亡くなったときに火葬ができなくなる可能性がございますので、個別登録のみを使用の条件とさせていただきます。

以上でございます。

入江康仁議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

そうすると、登録していない犬の場合は合同火葬で行うということになりますけれども、それでよろしいですか。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

そのとおりでございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

これは、課長の説明のとおり産科医療補償制度が4,000円下がったということで、出産育児一時金を42万円に保つためなんですが、私、この42万円は法令で定められているのかなと思っていたら、3万円を超えない範囲で町長が定める額を、加算した額を支給するというふうになっておりますので、近隣市町の様子とか、そういうことを勘案して42万円を保つことになったのか、ちょっとその辺の状況を伺いたいと思います。

入江康仁議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

近隣市町の状況におきましては、基本的にこの法令の中で同じようにやっておりますので、確実に調べてはおりませんが、同じというふうに伺っております。

その中で、あと今回の法改正におきましては、健康保険法、社会保険になりますが、そちらのほう健康保険、もちろん船員保険、共済組合などのほうの出産育児一時金の条例改正に伴いまして、条例のほうの国民健康保険条例第6条第2項のほうに、この健康保険法施行令等の一部改正に準じて改正するというものがございますので、それに準じての今回の国民健康保険条例の改正となります。

以上です。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

それでしたら、医療補償制度が4,000円下がったということで、それに準じてその分を上げるという、それは法令に準じて行ったということで解釈したらよろしいんですね。確認で

す。

入江康仁議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようにお願いいたします。

それでは、質疑される方はございますか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

4点ありますので、こんがらがらないように、歳出のほうで4点質疑させていただきます。まず初めに、15ページです。

一般管理費の人事異動などに伴う差額というお話がありました。また、いわゆるボーナスに当たる期末手当、そういうものに関してもそうだと思うのですが、人事院勧告は、ボーナスに当たる部分はマイナスになるという報道がありまして、今回そのようなことが提案されるのかなと思いましたが、当初予算どおりの提示です、これですとね。それで、英断

されたんだったら評価しなければならないし、このような提示になった理由をお伺いします。まず、1点。そして、英断されたのを期待しております。

2点目といたしましては、30ページで林業振興費60万円があります。これは当初予算にもあったのですけれども、60万円増加されております。そして、鹿よけの網代というお話、事業ということなんですけれども、山を持っておられる方が事業としてこの交付金を受けて、事業をすることができるのか。または、昨今、個人の家玄関前の花壇とか、植え込みの花まで鹿に食べられたという話をよく聞きますので、個人のそういう方が鹿よけの網を設置、たくさんの方が自費でやっておられます。そういう方もこの交付金を利用できるのかどうか、お伺いいたします。

3点目は、32ページの観光費の3万1,000円ですけれども、先ほど歳入の中にもありましたし、権兵衛の里の事業で早速補正予算で計上されたことはとっても評価したいと思います。6ページにも債務負担行為の補正として834万4,000円が計上されております。この工事費556万2,000円と834万4,000円を合計した1,390万6,000円の工事費になるのかなという、確認です。そここのところの説明をお願いしたいと思います。

4点目といたしまして、35ページ、公園費の県営公園整備事業費が1,300万円上程されております。これにつきましては、棚に資料を頂いております。いわゆる城ノ浜のプールの早期実現についての予算だと思っております。それによりますと、10分の1負担、合計金額が9億7,000万円、これ概算ですけれども、今回のこの資料によりますと、今回、プールの実施設計とビーチの管理棟の解体費の工事ということなんですけれども、資料によりますと3,000万円、プールの設計費用です。そして、新管理棟設計及び解体が1,000万円、既存の解体工事費が2,000万円で、これによると6,000万円なんですけれども、その倍の1,300万円が今回計上されております。概算工事費ですので、これを上回るものになるんだと思っておりますけれども、この1,300万円の詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

まず、人事院勧告の取扱いにつきまして、従来から紀北町の対応としましては、人事院勧告につきましては国の対応に準じて行うということです。

今年度の国の対応につきましては、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を後日調整すると。対応につきましては、令和4年6月の期末手当で減額という方針が示されてお

ますが、具体的な内容については国から伺ってはおりませんが、国の方針がそういう方針でございます。紀北町につきましても、国の対応に準じて対応したいと考えております。

また、国のほうからは、国家公務員の取扱いを基本として対応するよという要請も国のほうから届いておりますので、そういう対応をする方向で今現在考えております。

以上です。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

今回のみえ森と緑の県民税市町交付金事業の60万円の増額なのですけれども、この交付金に関しましては、みえ森と緑の県民税を活用した事業としましては、県が取り組む事業と市町が取り組む事業とがございます。市町が取り組む事業の中には4つの配分枠がございます、1つ目は基本枠、連携枠、加算枠、防災枠の4つがございます。

今回補正で要求させていただきますのは、その中の連携枠の部分でございます、この連携枠といいますのは、面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対して、市町から事業量の申請に応じて配分されているものでございます。これは、林業の事業体が新たに植栽をする際に防護柵を設置するのですけれども、それに対する補助をさせていただくというふうな事業でございます。

もう1点、ご質問の中で、個人の方が家の前とかに網を設置する場合の補助に使えるのかということでございますけれども、これはあくまでも山林の獣害防護柵としての補助でございます。そういった農業、農産物のほうの対策に関しましては、別途、獣害対策事業で補助金がございます。

以上でございます。

入江康仁議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

近澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、32ページの14節・工事請負費556万2,000円、戻りまして、6ページの債務負担行為834万4,000円ということで、権兵衛の里駐車場のシステム設置工事の関連でございます。システム設置工事一式ということでございますが、合わせますと1,390万6,000円になります。そのうち3年度執行分といたしまして556万2,000円、これは請負代金の40%以内ということ

で計上させていただきました。残りです、限度額といたしまして、債務負担行為834万4,000円でございます。

なお、今回このような予算計上をさせていただいた理由でございますけれども、本来ならば当初予算に計上いたしまして、4月から6月で設計、契約、工事を経て完成するということになるかと思っておりますけれども、今回、設計するのに一定の期間を要すること、また、工事期間がコロナ禍のため、部品調達とか、これまで以上に時間を要しますので、3か月を超えるということで業者等にも確認しておりますので、その点を踏まえまして今回、4年度以降の債務負担行為と3年度分といたしまして14節・工事請負費556万2,000円という形で予算計上させていただきました。

以上でございます。

入江康仁議長

上ノ坊建設課長。

上ノ坊健二建設課長

レク都市・熊野灘臨海公園の古瀬川プール、通称、城ノ浜プール、孫太郎プールというふうに言われる方もいらっしゃいますが、平成30年度以降、施設、設備の老朽化によりまして営業停止となっております。

現在、三重県、紀北町、民間事業者等との連携の下、県営事業として、城ノ浜海水浴場の管理棟西側の用地を活用し、集客力のある大人向けプールと子ども向けプール及びプール客と海水浴客兼用の新管理棟の整備を令和5年度からの供用開始を目指して進めており、実施設計に着手している段階であります。また、既存管理棟につきましては、本年度中に取り壊す予定で進めております。

今回の補正予算の内容であります。町は県営事業負担金として、既存プール等の取り壊し費用や既存プール跡地の整備費用を除いた費用の10分の1を、実施年度ごとに負担することになっております。本年度の負担額1,300万円については、新管理棟の実設計1,000万円、旧管理棟の解体設計300万円、造成、プラ撤去、盛土、擁壁ということで、造成工事ですが7,000万円、旧管理棟解体工事4,700万円費用の計1億3,000万円に対する負担金となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

2回目の質疑に入らせていただきたいと思います。

ボーナスに関しましては、今まで人事院勧告に従って行ってきた。国からもそういう要請が来ているというお話でしたが、絶対に守らなくてはならないと、後は町長の決断だと思うのですけれども、今年度は確かにコロナ禍で地方の経済も全国の経済も落ちているので、人事院勧告がそういう勧告を出したと思うのですけれども、職員の皆さんは通常の仕事がある上に今回はワクチンの接種で、福祉課が一番大変でしたが全ての皆さんが協力していただきました。また、イベントなどの中止などもありましたが、その代わりに商品券の発行とか、ふだんの、日常の……、イベントは中止になっても、それを補うコロナの対策で例年以上に大変だったというような話も聞いております。まさに職員の皆さん、行政一体になって、町民の皆さんの命と生活を守るために本当に大変だったと私は理解しておりますし、評価しております。人勧に従うのではなく、私、ボーナスを減らす理由はどこにもないと思うのですが、これから町長が決断をされますが、どのように基本的にお考えなのか。総務課長から細かい説明はありましたけれども、お伺いいたします。

2点目といたしまして、鹿網の件は山林のことというお話がありました。実際にこの事業をどのように実行される予定なのか。森林組合へ委託するとか、そういう方法になるのかなと思います。詳しい説明をお願いしたいと思います。

3点目の権兵衛の里の駐車場の件なのですけれども、課長からの説明もありましたように、新規の事業を当初予算を待たずに12月の補正で出発するということに関しましては、雨で大変な思いとか、議会の中でも大変な思いで議論がございました。そのことの決断を早くしていただいた今回の着工の予算につきましては、大変評価したいと思いますけれども、先ほど少しお話はありましたが、具体的にこれからどのようにしていかれるのか、再度説明をお願いしたいと思います。

4点目のプールの件なのですが、1億1,300万円のところがよく分かりました。合計してすごい金額が、今回の県と一緒にプールを実現するために多額な費用で、多額な補助金も国や県、県じゃないのだな、事業ですから国に補助金の要請の必要もあるかと思われ。県と合同でどのような働き方、いろいろ要望されるのだと思いますが、計画されているのか。町長の、担当課でもよろしいですが、じっと待っているのではなく積極的になされるのだと思いますので、計画があればお示し願いたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

15ページの件なんですけれども、これは今までも人事院勧告に従って、国が実行すれば我々もやってきたので、議員のおっしゃることもよく分かるのですけれども、我々はそれを方針を変えていくということは今現時点では考えておりませんので、そういう形で、国がどういう対応をするかによってさせていただきたいなと思います。

それと、権兵衛の里の料金システム、評価していただきまして、ありがとうございます。大変なコロナ禍であって、雨の多い中、職員も苦劳しましたので、これをする事によって、職員のそういったことのみならずスムーズな料金徴収等ができると思っておりますので、ありがとうございます。できればご可決お願いしたいなと思います。

それと、公園の補助金です。私、国のほうへ、都市公園局長という方がいらっしゃるのですが、県と共に要望に行きまわりました、今年。その後、今年もコロナの状況次第なのですけれども、再度12月にもう一度、国のほうの国土交通省のほうへ要望に行かせてもらう予定でございます。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

獣害防護柵をどのように実施するのかというふうなご質問だったと思うのですけれども、この設置に関しましては、町内の林業事業体が直接施工される場合と組合に委託して施工する場合と、主にこの2つがございます。

以上でございます。

入江康仁議長

答弁漏れはありませんね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

3回目の質問です。

ボーナスの件で、今までどおりなされるというお話でしたのですけれども、しつこいよう

ですけれども、町長の所信表明の中にもありました、地域の経済も疲弊していると。そして、それを改善するためにも職員の給与を下げないというのは、本当に大きな仕事だと思っております。人間、考えて……、70条の条件の中にも、全体の奉仕者として町民の皆様に捧げるという、そういうような宣言をして公務員の仕事をなされております。そういう皆さんの、大切な紀北町を引っ張るお仕事をなされていると思うのです、皆さんね。人間として、給料を減らされて頑張る人はあまりいないと思いますので、再度私は、人事院勧告をそのままではなく、英断されることをもう一度町長にお伺いいたします。

2番目の鹿の60万円に関しては、2つの方法があるという答弁でしたので、そのように理解いたします。

3点目にいたしましても、町長がお答えになりました。

4点目も今年も城ノ浜のプール、既に国のほうへ行かれ、12月も行かれるということで、本当に大変忙しい、年末の大変な中ですけれども、評価したいと思います。

資料によりますと、小さなことですが、ビーチの管理棟を今回撤去してしまうと、令和4年、来年度夏の管理棟がなくなるわけですね、このとおり施工すると。プレハブなどで用意されているのかなとは思いますが、そここのところの確認、撤去だけではなくりますので、そここのところの確認をしたいと思いますが、よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

詳しいことは担当課長からお話ししてもらいます。

管理棟の話なのですけれども、最初は、既設のものを残して改修するというような形でお話いただきました。だから、議員の皆さんに以前の資料には、そういうふうな形であったんではないかと思えます。

今回、我々の要望も、お客様の動線とそこらが確保できないということで要望させていただきまして、管理棟を新しくするようになりました。そのための代替の施設については、また、担当課長のほうからどのようになっているかお答えさせますけれども、それとあと、地域経済疲弊しています。本当に職員もそういう中で頑張っておるから減らすなということなんで、ありがたいお言葉だと思います。我々もどういう状況にあっても、今のところ人事院勧告等に従ってきていますので、その基準は守っていきなと思っています、考え方自体は。ただ、そういう職員への配慮の言葉をいただいたことは大変うれしく思いますが、地域

経済が本当に、公務員のような給料が決まっている人間に比べれば、特に田舎、この紀北町なんかでも大変大きな疲弊をして、売上げ等が下がっている事業者もございますので、そういうことも踏まえまして、今回人事院のほうの、後日になろうかと思えますけれども、今回は国のほうがそういう行動を起こさなかったものですから、それはそれで置かせていただいて、次、国の方針等も十分見た上でやっぱり今までの方針どおりさせていただきたいと思えます。ただ、ご配慮いただいたことは大変ありがたいと思えます。

入江康仁議長

上ノ坊建設課長。

上ノ坊健二建設課長

議員ご指摘のとおり、既存管理棟を取り壊した後は、令和4年度の夏に使用することになると思うのですが、それは使用できないということになると思えます。一応県のほうに確認しておりまして、シャワーやトイレ、更衣室等を使用することにつきましては、現在、指定管理者の紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社と協議中でありまして、まだはっきりとは決まっていないということでありまして、町としましては、何とか臨時的にでも使用できるようにお願いしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

入江康仁議長

ほかに。

平野議員。

15番 平野隆久議員

それでは、2点質疑させていただきますので。

ではまず、10ページのところで歳入、紀北町臨時駐車場使用料、これは334万円減額になっているのですが、これの大きな要因を答弁お願いしたいのと、あと、歳出の35ページ、これは先ほど、県営公園整備促進事業ということで課長に何点か説明していただいているのですが、これは説明では、実施設計1,000万円、解体費用300万円ということで、1,300万円ということで、これを今回補正で組まれた理由、早めに設計とか解体を始めたのか、その点についてこの12月で補正を組まれた理由と、まだ、国とか県から支出金というのは出ていないのだと思うのですが、まだ出ていない時点で、この一般財源で補正を組まなければならないのか、よっぽどの緊急性があるのか、この2点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

平野議員のご質問にお答えいたします。

10ページの紀北町臨時駐車場使用料の減額の主な理由ということでございますけれども、やはり雨が多くて駐車場の利用頻度が少なかったということと、8月22日から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために閉鎖したということ、この2つが大きな原因というふうに分析しております。

よろしいでしょうか。

入江康仁議長

上ノ坊建設課長。

上ノ坊健二建設課長

本町としましては、県との情報共有というのは常日頃から実施しておりますが、当事業につきましては、県にとりましても大変大きな事業ということがありまして、県も国から支援のめどが立たなければなかなか事業費を決められないということがございまして、ようやくめどの立ったこの時期に説明がございまして、今回予算計上させていただくことになったということでございます。

以上です。

入江康仁議長

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

1点目の駐車場使用料なのですけれども、要因としては、雨が多かった、コロナウイルスの関係で閉鎖したと。コロナウイルスの関係も今年はあるという、この理由は分かるのですけれども、やはりこれはちょっと想定された部分ですので、雨が多いか、雨が多いのはそんなにめちゃめちゃ想定されませんが、ちょっとその理由にしては減額が多いかなという気がしましたもので、今回質問させていただきました。今後、また予算計上されると思うんですけれども、あまりこう出てくるとちょっとどうなのかなと思うので、予算計上のときに、もう少し綿密に立てていただきたいなということをお願いしたいと思います。

あと、2点目なのですけれども、これは国の補助のめどが立ったということなのですけれども、今回めどが立ったと言いながら、一般財源、先に補正を組まれたということなのです

けれども、これはめどが立ったので、補正で早く設計とか解体を進めなくちゃいけないという事なのか、時期的に考えると、令和5年度供用開始をめどにしておるということなので、ちょっとえらい急で、この補正で必要だったかなという気がしますもので、国が確定してから出してもよかったのじゃないかなと思うのですけれども、そこら辺のところ、再度答弁を求めたいと思います。

入江康仁議長

上ノ坊建設課長。

上ノ坊健二建設課長

我々としましても、きちっと確定した予算のほうを計上させていただきたいというふうには思っておるのですけれども、ただ、町としましては、さきの議員のご質問にもありましたように、10分の1の負担をする必要があるということで、県としては、一応事業費のほうはほぼ決まりましたら、それに対しての10分の1の負担金を計上させていただきたいということがございました。そういったことから、本当に急にはなるのですけれども、日頃から情報共有には努めて、できるだけ早く情報をいただきたいということではお願いはしているのですけれども、ほぼほぼ国のほうの支援がもらえそうだということが決まったのでということで、事業費を教えていただいて、予算を計上させていただいたということでございます。少しでも早く対応できるということももちろんございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

昼食のため、1時まで休憩をいたします。

(午後 0時 00分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行う方ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第77号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑をされる方ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

ここで町長から追加議案が提出されておりますので、追加議事日程の配付を行うため、この場で暫時休憩をいたします。

（午後 1時 02分）

入江康仁議長

それでは、会議を再開いたします。

(午後 1時 03分)

日程の追加

入江康仁議長

町長から追加議案が提出されました。

お諮りします。

本件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

入江康仁議長

それでは、追加日程第1 議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第9号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,024万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,682万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきましては提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせます。何とぞ慎重審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第9号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,024万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,682万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、子どもたちを力強く支援し、その未来を開くため、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人5万円を給付するための予算で、財源は全額国庫補助金でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金は8,024万5,000円を増額するものでございますが、1人5万円を給付する臨時特別給付金の事業費と事務費を新たに計上するもので、子育て世帯臨時特別給付金事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は8,024万5,000円を増額するものでございますが、1人5万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業で給付金7,785万円のほか、電算システム改修費などでございます。

8ページをご覧ください。

給与費明細書でございます。

今回は職員分のみ増額で、会計年度任用職員分は変更ございません。

10ページをご覧ください。

給付金事業におきまして、職員の時間外勤務手当12万5,000円を増額を行うもので、これにより変更後の職員手当が3億8,937万1,000円、合計では12億6,405万7,000円となります。

戻りますが、9ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計額は17億5,620万7,000円となります。

以上で、議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

入江康仁議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

歳出の中で、子育て世帯臨時特別給付金事業……

入江康仁議長

ページ数を言ってください。

2番 田島明良議員

7ページです。歳出のほうでね。

これは国の事業だと思うのですけれども、国の政府与党のほうで総選挙後に決まった10万円のうちの5万円なのかどうか。そこら辺でこの5万円の分を各自治体が行うのかどうか、ちょっとお伺いします。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

田島議員のおっしゃるとおりございまして、10万円のうちの5万円を今回できるだけ早い時期に、5万円を現金で支給するというので、今テレビとかで話になっておる5万円のクーポン等につきましては、現在まだ調整中でございます。

以上です。

入江康仁議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

この事業は国でまだ決定していないことだと思うのですけれども、決定していますか。国が決定していないと地方もできないと思うのですが、その辺をちょっとお伺いします。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

この5万円の分につきましては決定しておりまして、12月中にできるだけ早い時期に支給をなさいということで来ておりますので、そういうことでございます。

以上です。

入江康仁議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

この事業は多分春時分という話、マスコミのニュースでは、新学期のシーズンまでに間に合うようにということを報道で聞いていますけれども、そのぐらいの時期ですか。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

今回の5万円につきましては、できるだけ早い時期をとということになっているのですけれ

ども、残りの5万円につきましては、クーポンなのか現金なのかそれぞれの自治体に応じて、田島議員おっしゃるとおり、春先ぐらいに支給ということで今現在調整中でございます。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ございますか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

柴田洋巳です。

テレビの見過ぎかどうか分かりませんがね。

(発言する者あり)

入江康仁議長

ああ、教育民生常任委員……、まあ、はい、どうぞ。

3番 柴田洋巳議員

簡単に。田島議員がおっしゃっているようにね、何かちょっとおかしいのじゃないかなと
思っているんです。確認、大丈夫ですか、5万円。

入江康仁議長

確認だけです。

3番 柴田洋巳議員

それです。確認。

入江康仁議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

この現金給付につきましては、できるだけ早いところ支給ということで、今国のほうから
指示が来ているところでございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございませんか。

大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

2点、お聞きします。来年度分については、これからの補正予算で閣議決定されると思う

のですが、2点お聞きします。

1点目については町長にお聞きしたいのですが、乳幼児については来年の平成4年3月31日出産までの方ということになるのですが、そうすると令和4年4月1日、同級生というのは4月1日ということになるのですが、その4月1日に生まれた方について、支給については町長はどのように考えられているのか、ちょっとそれをお聞きしたいのです。

なぜかといいますと、国のほうでも3月31日になっているのですが、町として持ち出しも含めて考えているのかということと、それはどうして私がこういうことを言わせていただくかということ、高校生については、平成15年4月2日生まれから高校3年生までですので、平成18年4月1日生まれまでの方が全員支給されるわけなのです。そういうことも比べると、令和4年4月1日生まれの方も、町長の判断でどのように考えてみえるかということをお聞きしたいと思います。

それと、課長にお聞きしたいのは、この5万円については……

入江康仁議長

ちょっと待ってください。

執行部、ちょっと静かに質問をするときは聞いてください。私語は慎んでください。

はい、どうぞ。

5番 大西瑞香議員

2点目につきましては、児童手当の台帳を利用して支給をすると思うのです、まず年度中に5万円。そうすると、中学生以下にまず児童手当の台帳を利用して支給をされるのか。それとも、以前、高校生も含めた子育て世帯の支給がありました。その場合は、高校生は申請をするという形で行われていたと思うのですが、その台帳も含めて5万円を全員に支給することになるのか。ちょっとその点、確認をさせていただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

制度のことをあまり、私、全部把握しているわけではないのですが、国の示す制度に沿ってやりたいと思っております。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

議員のご質問にお答えします。

まず、児童手当の部分で中学生以下ということで、そちらについては福祉保健課のほうで資料をもっておりますので、プッシュ型ということで申請なしに、できるだけ早い段階で、予算をお認めいただければ12月から支給を開始したいと思います。

ただ、高校生と公務員につきましては申請が必要になりますので、その申請をしていただいた後、支給という格好になろうかと思えます。

以上です。

入江康仁議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

課長の答弁よく分かりました。中学生以下の方、児童手当を受けている方ということで理解をいたしました。

町長については今答弁があったのですけれども、全然考える余地はないのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思うのです。制度としては、3月31日ということになっておりますが、町長の腹でそういう決定もできるのではないかと考えていますので、ちょっとそれも腹に入れていただいてまた考えていただくというお話を、質疑なんですけれども、この本会議の場でお考えを再度伺いたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国の制度なんで、先ほども申し上げたのですけれども、国の制度に準じていきたいと思えますし、もし議員おっしゃるように4月1日とか、そういうのがあれば、やっぱり世論がそういうふうな、国のほうにやっていくべきではないかなと思えますけれどもね、うちの町だけして、よその町がしないとか、そういう問題もどうなのかと。勉強はさせていただきますけれども、ここでご答弁させていただくわけにはいきません。

入江康仁議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

2度目で勉強させていただくという答弁をいただきましたので、ちょっと勉強していただいて、お考えの余地はつくっていただきたいと思えますので、答弁は結構です。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで本定例会に上程されました案件についての質疑は全て終了しました。

入江康仁議長

委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 19分)

入江康仁議長

それでは、会議を再開します。

(午後 1時 20分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託すること

に決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月8日、水曜日は、総務産業常任委員会、12月9日、木曜日は、教育民生常任委員会で、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいくださりますようお願い申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

入江康仁議長

ここで、本年12月9日をもって、任期満了となります松永監査委員からご挨拶をお願いいたしたいと思います。

松永監査委員。

松永剛旧監査委員

議長から発言の許可をいただきましたので、監査委員の職を退任するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年12月に紀北町監査委員に選任され、2期8年の間無事に務めを果たすことができましたのは、町長をはじめ、議員の皆様、職員の皆様のご協力のたまものと感謝申し上げます。

民間出身の私が行政の仕組みを理解するには困惑することもありました。しかしながら、多種多様な業務、それに伴う予算や決算、行政独特の会計の仕組みなど、監査を通じて日々新しい発見があり、非常に充実した期間を過ごすことができたことと感じています。

これからは、新しい監査委員の下、公正で効率的な行財政運営が行われ、紀北町がますます発展することを切に願い、また、皆様のご健勝をご祈念申し上げ、簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

入江康仁議長

松永監査委員におかれましては、平成25年12月の就任以来、長きにわたり大所高所から町政の健全な運営及び経営にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

退任後も健康に留意され、活躍されることをご祈念申し上げますとともに、今後も紀北町政を見守っていただきますようよろしく願いいたします。

入江康仁議長

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時 24分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 3月 3日

紀北町議会議長 入江 康仁

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生